

◆外国人ドライバー向けの自動車運転免許取得費用の貸付についての注意事項◆

●外国人ドライバー個人の免許費用を事業者負担とする(返済等を求めない)場合。

●外国人ドライバー個人の免許費用を貸付する場合。

●免許費用を貸付する一方、勤続〇年以上で×万円を勤続感謝という名目で授与する場合。

●外国人ドライバー個人の免許費用を貸付する一方、〇年働いたら会社に返さなくてよいとする場合。

●免許費用分の貸付(返済)期間中に、退職(転職)を理由に一括で返済を求める場合。

●運送事業者において、新卒者向け等に運転免許取得の支援制度を設け、「〇年働けば運転免許の取得費用を会社には返さなくてよい」との契約を、従業員と合意の上締結するケースがあると思います。

●特定技能制度においては、立場の弱い外国人労働者保護の観点から、このような契約・行為は禁止されておりますのでご注意ください(詳細は、特定技能外国人受入れに関する運用要領 運用要領別冊【留意事項】P17~を参照願います)